

## 総合教育会議について

## 1 会議の設置、構成員等

- (1) 設置（法第1条の4第1項）  
地方公共団体の長（市長）が設置
- (2) 構成員（法第1条の4第2項）  
地方公共団体の長（市長）及び教育委員会により構成
- (3) 招集（法第1条の4第3項、第4項）  
地方公共団体の長（市長）が招集。また、教育委員会は、協議する必要があると  
思料するときは、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

## 2 会議における協議・調整事項等

- (1) 協議・調整事項（法第1条の4第1項）
  - ① 大綱の策定に関すること
  - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること
  - ④ 上記①から③に関する構成員の事務の調整

## 【協議・調整事項の例】

- ・ 学校等の施設の整備等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・ 幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合や通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合など、児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる事項
- ・ 災害時の安全確保や避難先での授業を受ける体制や支援体制の構築、犯罪多発に対する社会教育施設での利用者等の安全確保など、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態に関する事項

## 【留意事項】

- ・ 地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨の会議ではない。
- ・ 教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではない。

## (2) 調整の結果の尊重義務（法第1条の4第8項）

会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### 3 会議の公開等

#### (1) 公開（法第1条の4第6項）

会議は公開とする。ただし、次の事項に該当する場合は非公開とすることができる。

- ① 個人の秘密を保つ必要があると認められるとき
- ② 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき
- ③ その他公益上必要があると認めるとき

#### (2) 議事録（法第1条の4第7項）

地方公共団体の長は、会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

### 4 その他

#### (1) 意見聴取（法第1条の4第5項）

協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

#### (2) 委任（法第1条の4第9項）

会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。